

# 建設業法第7条第2号イ又はロに掲げる者と同等以上の知識及び技術又は技能を有する者を定める件

S47.3.8 建設省告示第352号

(最終改正 H15.2.20 国土交通省告示第134号)

建設業法(昭和24年法律第100号)第7条第2号ハの規定により、同号イ又はロに掲げる者と同等以上の知識及び技術又は技能を有する者を次のとおり定め、昭和47年4月1日から適用する。

一 許可を受けようとする建設業に係る建設工事に關し、旧実業学校卒業程度検定規程(大正14年文部省令第30号)による検定で建設業法施行規則(昭和24年建設省令第14号。以下「規則」という。)第1条に規定する学科に合格した後5年以上又は専門学校卒業程度検定規程(昭和18年文部省令第46号)による検定で規則第1条に規定する学科に合格した後3年以上実務の経験を有する者

二 許可を受けようとする建設業が次の表の上欄に掲げる建設業である場合において、それぞれ同表の下欄に掲げる者

土木工事業	<p>一 建設業法による技術検定のうち検定種目を建設機械施工又は1級の土木施工管理若しくは2級の土木施工管理(種別を「土木」とするものに限る。)とするものに合格した者</p> <p>二 技術士法(昭和58年法律第25号)による第二次試験のうち技術部門を建設部門、農業部門(選択科目を「農業土木」とするものに限る。)、林業部門(選択科目を「森林土木」とするものに限る。)、水産部門(選択科目を「水産土木」とするものに限る。)又は総合技術監理部門(選択科目を建設部門に係るもの、「農業土木」、「森林土木」又は「水産土木」とするものに限る。)とするものに合格した者</p>
建築工事業	<p>一 建設業法による技術検定のうち検定種目を1級の建築施工管理又は2級の建築施工管理(種別を「建築」とするものに限る。)とするものに合格した者</p> <p>二 建築士法(昭和25年法律第202号)による1級建築士又は2級建築士の免許を受けた者</p>
大工工事業	<p>一 建設業法による技術検定のうち検定種目を1級の建築施工管理又は2級の建築施工管理(種別を「躯体」又は「仕上げ」とするものに限る。)とするものに合格した者</p> <p>二 建築士法による1級建築士、2級建築士又は木造建築士の免許を受けた者</p> <p>三 職業能力開発促進法(昭和44年法律第64号)若しくは同法附則第2条の規定による廃止前の職業訓練法(昭和33年法律第133号)による技能検定(以下「職業能力開発促進法による技能検定」という。)のうち検定職種を1級の建築大工とするものに合格した者又は検定職種を2級の建築大工とするものに合格した後大工工事に關し1年以上実務の経験を有する者</p> <p>四 建築工事業及び大工工事業に係る建設工事に關し12年以上実務の経験を有する者のうち、大工工事業に係る建設工事に關し8年を超える実務の経験を有する者</p> <p>五 大工工事業及び内装仕上工事業に係る建設工事に關し12年以上実務の経験を有する者のうち、大工工事業に係る建設工事に關し8年を超える実務の経験を有する者</p>
左官工事業	
とび・土工事業	
石工事業	
屋根工事業	
電気工事業	
管工事業	
タイル・れんが	

ブロック工事業	
鋼構造物工事業	
鉄筋工事業	
ほ装工事業	
しゅんせつ工事業	
板金工事業	
ガラス工事業	
塗装工事業	
防水工事業	
内装仕上工事業	
機械器具設置工事業	
熱絶縁工事業	
電気通信工事業	
造園工事業	
さく井工事業	
建具工事業	
水道施設工事業	
消防施設工事業	
清掃施設工事業	